

○補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件

（平成十四年三月二十五日文科科学省告示第五十三号）

改正…平成十五年三月三十一日第三十八号、平成十六年三月三十一日第五十四号、平成十六年十一月十一日第六十号、平成十七年三月十日第三十五号、平成十八年三月三十日第三十九号、平成十九年三月三十日第四十四号、平成二十年三月三十一日第四十五号、平成二十一年七月十六日第一百十号、平成二十二年三月二十九日第五十二号、平成二十二年四月二十八日第八十一号、平成二十三年三月二十九日第六十号、平成二十三年四月二十八日第七十九号、平成二十三年六月十六日第九十四号、平成二十三年十二月十九日第六十四号、平成二十四年三月三十日第六十四号、平成二十四年五月七日第九十三号、平成二十五年三月二十九日第五十七号、平成二十五年十月一日第三百三十八号、平成二十六年三月十三日第二十九号、平成二十六年四月十四日第六十三号、平成二十六年十一月十一日第六十二号、平成二十七年三月十二日第四十八号、平成二十八年三月二十八日第五十七号、平成二十八年十二月一日第七十五号、平成二十九年六月二十八日第八十八号、平成三十年三月二十六日第五十三号、平成三十年七月三十日第六十号、平成三十一年三月四日第三十二号、令和二年一月三十一日第三号、令和二年三月二十五日第三十五号、令和二年五月十五日第五十八号、令和二年七月十七日第二百二号、令和三年二月十六日第十四号、令和三年三月九日第二十七号、令和三年四月十三日第六十八号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十三条第四号及び第五号並びに第十四条第一項第二号の規定に基づき、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を次のように定める。

昭和五十六年十一月二十四日科学技術庁告示第二十三号（補助事業等により取得し、又は効用の増

加した財産の処分制限期間を定める告示）及び昭和六十年三月五日文部省告示第二十八号（補助事業者等が補助事業等により取得した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得した財産の処分制限期間）は、廃止する。

（処分を制限する財産）

一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（以下「補助金等適正化法施行令」という。）第十三条第四号に規定する財産は、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用が増加した財産のうち機械及び重要な器具で、取得又は効用の増加価格が一個又は一組五十万円以上のものとする。

二 補助金等適正化法施行令第十三条第五号に規定する財産は、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用が増加した財産のうち別表の処分を制限する財産の名称等の欄に定める財産（補助金等適正化法施行令第十三条第一号から第四号までに掲げる財産に該当するものを除く。）で取得又は効用の増加価格が一個又は一組五十万円以上のものとする。

（処分制限期間）

三 補助金等適正化法施行令第十四条第一項第二号に規定する期間は、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用が増加した財産について、別表のとおりとする。

別
表

補助金等の名称		処分を制限する財産の名称等	
補助金等の名称	種類	構造又は用途等	細目
	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの
			住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの
放送大学学園補助金	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの
放送大学学園施設整備費補助金			住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの
学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金			飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの
		処分制限期間（年）	
		五〇	
		四七	

学校情報通信技術環境整備事業費補助金	
独立行政法人国立科学博物館施設整備費補助金	
独立行政法人国立女性教育会館施設整備費補助金	
へき地児童生徒援助費等補助金	
公立学校情報機器整備費補助金	

飲食店用又は貸席用のもので、延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの	
その他のもの	
旅館用又はホテル用のもの	
延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの	
その他のもの	
店舗用のもの	
病院用のもの	

三九	三九	三九	三一	四一	三四
----	----	----	----	----	----

学校教育設備整備費 等補助金	教育支援体制整備事 業費補助金	特別支援教育就学奨 励費補助金	健康教育振興事業費 補助金	幼稚園就園奨励事業 管理システム開発費 補助金
-------------------	--------------------	--------------------	------------------	-------------------------------

変電所用、発電所用、送受信所用、 停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱 所用、映画製作ステージ用、屋内ス ケート場用、魚市場用又はと畜場用 のもの	公衆浴場用のもの	工場（作業場を含む。）用又は倉庫 用のもの	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の 著しい腐食性を有する液体又は気 体の影響を直接全面的に受けるも の、冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業
---	----------	--------------------------	--

学校保健特別対策事業費補助金	教育支援体制整備事業費交付金	認定こども園施設整備交付金	独立行政法人国立青少年教育振興機構施設整備費補助金	独立行政法人教職員支援機構施設整備費
の倉庫用のものを除く。）及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの	塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	その他のもの	倉庫事業の倉庫用のもの	冷蔵倉庫用のもの
二四	三一			三一

補助金	沖縄特別振興対策事業費補助金	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所施設整備費金	政府開発援助国際化拠点整備事業費補助金	国際化拠点整備事業費補助金
-----	----------------	---------------------------	---------------------	---------------

	れんが造、石造又はブロック造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	旅館用、ホテル用又は病院用のもの	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱
その他のもの						
三八	四一	三八	三八	三八	三六	

研究拠点形成費等補助金	大学改革推進等補助金	独立行政法人国立高等専門学校機構設備整備費補助金	独立行政法人国立高等専門学校機構情報機器整備費補助金	高等教育負担軽減実施体制整備費補助金
-------------	------------	--------------------------	----------------------------	--------------------

所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	公衆浴場用のもの	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）	塩、チリ硝石その他の著しい潮解
-------------------------------------	----------	----------------------	---	-----------------

国立大学法人情報機器整備費補助金	独立行政法人国立高等専門学校機構船舶建造費補助金	独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費補助金	独立行政法人国立高等専門学校機構情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金
------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------------------

四ミリメートルを超えるものに限る。）	店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	旅館用、ホテル用又は病院用のもの	公衆浴場用のもの
三四	三一	三一	三一	二九	二七

日本私立学校振興・ 共済事業団補助金	私立大学等研究設備 整備費等補助金	私立大学等経常費補 助金※令和三年 度予算以降	教育研修活動費補助 金	私立学校施設整備費 補助金
-----------------------	----------------------	-------------------------------	----------------	------------------

工場（作業場を含む。）用又は倉庫 用のもの	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の 著しい腐食性を有する液体又は気 体の影響を直接全面的に受けるも の、冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業 の倉庫用のものを除く。）及び放 射性同位元素の放射線を直接受け るもの	塩、チリ硝石その他の著しい潮解 性を有する固体を常時蔵置するた めのもの及び著しい蒸気の影響を 直接全面的に受けるもの
--------------------------	---	--

私立大学等教育研究 活性化設備整備費補 助金	私立大学教育研究活 性化設備整備費補助 金	私立学校建物其他災 害復旧費補助金	私立学校情報機器整 備費補助金	私立学校情報通信ネ ットワーク環境施設
------------------------------	-----------------------------	----------------------	--------------------	------------------------

	その他のもの	金属造のもの（事務所用又は美術館用のもの及び左 骨格材の肉厚が 三ミリメートル を超え四ミリメ ートル以下のも 用、店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所 用、学校用又は体育館用のもの
	倉庫事業の倉庫用のもの	
	冷蔵倉庫用のもの	
	その他のもの	
	その他のもの	
一九	二六	三一
三〇		二七

整備費補助金	
持続可能開発目標達成支援事業費補助金	
理科教育設備整備費等補助金	
先導的創造科学技術開発費補助金	
戦略的国際研究交流推進事業費補助金	
政策立案人材育成等拠点形成事業費補助	

のに限る。）

飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	
変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	
旅館用、ホテル用又は病院用のもの	
公衆浴場用のもの	
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	

二五

二五

二四

一九

金	科学技術人材育成費補助金	地域産学官連携科学技術振興事業費補助金	高輝度放射光源共通基盤技術研究開発費補助金	次世代放射光施設整備費補助金
---	--------------	---------------------	-----------------------	----------------

三ミリメートル	金属造のもの（骨格材の肉厚が	
	記以外のもの	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの 塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの
二二		一五 一九 二四

先端研究設備整備費補助金	研究支援体制整備事業費補助金	国際研究拠点形成促進事業費補助金	独立行政法人科学技術振興機構設備整備費補助金	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構設備整備費補助
--------------	----------------	------------------	------------------------	-----------------------------

以下のものに限る。)	店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	旅館用、ホテル用又は病院用のもの	公衆浴場用のもの
一九	一九	一九	一九	一七	一五

金	地域産学官連携科学	技術振興拠点施設整	備費補助金	総合特区推進費補助	金	特定先端大型研究施	設運営費等補助金	特定先端大型研究施	設整備費補助金	研究大学強化促進費
---	-----------	-----------	-------	-----------	---	-----------	----------	-----------	---------	-----------

木造又は合成樹										
事務所用又は美術館用のもの及び左	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	その他のもの						
		一二	一四	一七						

補助金	共同利用・共同研究 拠点形成事業費補助 金	科学研究費補助金	研究開発施設共用等 促進費補助金	高性能汎用計算機高 度利用事業費補助金	特定先端大型研究施 設利用促進交付金
脂造のもの	記以外のもの	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場 用、映画館用又は舞踏場用のもの	変電所用、発電所用、送受信所用、 停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱 所用、映画製作ステージ用、屋内ス ケート場用、魚市場用又はと畜場用 のもの	旅館用、ホテル用又は病院用のもの	
二四	二二	二〇		一七	一七

国立大学法人施設整備費補助金	国立大学法人先端研究等施設整備費補助金	国立大学法人船舶建造費補助金	先端加速器共通基盤技術研究開発費補助金	医療研究開発推進事業
----------------	---------------------	----------------	---------------------	------------

公衆浴場用のもの	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	その他のもの
----------	----------------------	--	--	--------

業費補助金	次世代人工知能技術 等研究開発拠点形成 事業費補助金	人工知能等社会実装 研究拠点事業費補助 金	核セキュリティ強化 等推進事業費補助金	国際熱核融合実験炉 研究開発費補助金
-------	----------------------------------	-----------------------------	------------------------	-----------------------

木骨モルタル造 のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左 記以外のもの	店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所 用、学校用又は体育館用のもの	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場 用、映画館用又は舞踏場用のもの	変電所用、発電所用、送受信所用、 停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱 所用、映画製作ステージ用、屋内ス ケート場用、魚市場用又はと畜場用 のもの
	二二	二〇	一九	一五

地球観測システム研究開発費補助金	環境技術等研究開発推進事業費補助金	先進的核融合研究開発費補助金	国際宇宙ステーション開発費補助金	基幹ロケット高度化推進費補助金	国立研究開発法人宇宙
------------------	-------------------	----------------	------------------	-----------------	------------

旅館用、ホテル用又は病院用のもの	公衆浴場用のもの	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの
------------------	----------	----------------------	--	--

国立研究開発法人物	質・材料研究機構設	備整備費補助金	国立研究開発法人防	災科学技術研究所設	備整備費補助金	国立研究開発法人海	洋研究開発機構設備	整備費補助金	国立研究開発法人日	本原子力研究開発機	構設備整備費補助金
-----------	-----------	---------	-----------	-----------	---------	-----------	-----------	--------	-----------	-----------	-----------

備	冷房、暖房、通風又はボイラー 設備	昇降機設備	消火、排煙又は 災害報知設備及び 格納式避難設備
	冷暖房設備（冷凍機の出力が二十二 キロワット以下のもの） その他のもの	エレベーター エスカレーター	
一五	一三 一五	一七 一五	八

核燃料物質輸送事業 費補助金	次世代医療研究開発 拠点形成事業費補助 金	次世代医療研究開発 拠点形成施設整備費 補助金	海洋生態系研究開発 拠点機能形成事業費 補助金	国立研究開発法人科
-------------------	-----------------------------	-------------------------------	-------------------------------	-----------

エヤーカーテン 又はドアー自動 開閉設備	アーケード又は 日よけ設備	店用簡易装備	可動間仕切り	前掲のもの以外 のものと及び前掲 のもの及び前掲
	主として金属製のもの その他のもの		簡易なもの その他のもの	主として金属製のもの
一二	一五 八	三	三	一八

学技術振興機構施設整備費補助金	の区分によらないもの	その他のもの	一〇
国立研究開発法人海構建築物	鉄道業用又は軌道業用のもの	軌条及びその附属品	二〇
洋研究開発機構施設整備費補助金		まくら木	
国立研究開発法人海洋研究開発機構船舶建造費補助金		木製のもの	八
国立研究開発法人物質・材料研究機構施設整備費補助金		コンクリート製のもの	二〇
		金属製のもの	二〇
		分岐器	一五
国立研究開発法人量		通信線、信号線及び電灯電力線	三〇

子科学技術研究開発	機構施設整備費補助	金	国立研究開発法人日	本原子力研究開発機	構核融合研究開発施	設整備費補助金	国立研究開発法人日	本原子力研究開発機	構施設整備費補助金	国立研究開発法人宇	宙航空研究開発機構	施設整備費補助金
-----------	-----------	---	-----------	-----------	-----------	---------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	----------

信号機	送配電線及びき電線	電車線及び第三軌条	帰線ボンド	電線支持物（電柱及び腕木を除く。 ）	木柱及び木塔（腕木を含む。）	架空索道用のもの
三〇	四〇	二〇	五	三〇		一五

国立研究開発法人理 化学研究所施設整備 費補助金	国立研究開発法人防 災科学技術研究所施 設整備費補助金	地方スポーツ振興費 補助金	政府開発援助民間ス ポーツ振興費等補助 金
--------------------------------	-----------------------------------	------------------	-----------------------------

その他のもの	前掲以外のもの	線路設備	軌道設備	道床	その他のもの	土工設備	橋りょう
二五				六〇	一六	五七	

民間スポーツ振興費 等補助金	公立諸学校建物其他 災害復旧費補助金	公立社会教育施設災 害復旧費補助金	公立学校情報通信ネ ットワーク環境施設 整備費補助金	公立諸学校建物其他 災害復旧費負担金
-------------------	-----------------------	----------------------	----------------------------------	-----------------------

鉄筋コンクリート造のもの	鉄骨造のもの	その他のもの	トンネル	鉄筋コンクリート造のもの	れんが造のもの	その他のもの	その他のもの
五〇	四〇	一五		六〇	三五	三〇	二一

公立学校施設整備費 負担金	学校施設環境改善交 付金	安全・安心な学校づ くり交付金	ブロック塀・冷房設 備対応臨時特例交付 金	沖縄振興公共投資交 付金
------------------	-----------------	--------------------	-----------------------------	-----------------

の 又は軌道用のも 道床					
	停車場設備	電路設備	鉄柱、鉄塔、コンクリート柱及 びコンクリート塔	踏切保安又は自動列車停止設備	その他のもの
その他の鉄道用 軌条及びその附属品並びにまくら木					
六〇	三二	四五	一二	一九	四〇
一五					

沖縄北部連携促進特 別振興事業費補助金	地域活性化・効果実 感臨時交付金	地域経済活性化・雇 用創出臨時交付金	地域自主戦略交付金	沖縄振興自主戦略交 付金	沖縄国立大学法人健 康医療拠点施設整備
------------------------	---------------------	-----------------------	-----------	-----------------	------------------------

土工設備	橋りょう	鉄筋コンクリート造のもの	鉄骨造のもの	その他のもの	トンネル	鉄筋コンクリート造のもの	れんが造のもの
五〇		五〇	四〇	一五		六〇	三五

費補助金	独立行政法人日本スポーツ振興センター	研究施設整備費補助金	独立行政法人日本スポーツ振興センター	施設整備費補助金	政府開発援助ユネスコ活動費補助金	ユネスコ活動費補助金
------	--------------------	------------	--------------------	----------	------------------	------------

	その他のもの	発電用又は送配電用のもの	
	その他のもの	小水力発電用のもの（農山漁村電気導入促進法（昭和二十七年法律第三百五十八号）に基づき建設したものに限る。） その他の水力発電用のもの（貯水池、調整池及び水路に限る。） 汽力発電用のもの（岸壁、さん橋、堤防、防波堤、煙突、その他汽力発電用のものをいう。）	
三〇	三〇	三〇	四一

政府開発援助独立行	政法人日本学生支援	機構施設整備費補助	金	独立行政法人日本ス	ポーツ振興センター	研究設備整備費補助	金	文化芸術振興費補助	金	独立行政法人日本芸	術文化振興会施設整
-----------	-----------	-----------	---	-----------	-----------	-----------	---	-----------	---	-----------	-----------

送電用のもの	地中電線路	塔、柱、がい子、送電線、地線及 び添加電話線	配電用のもの	鉄塔及び鉄柱	鉄筋コンクリート柱	木柱
二五	三六	五〇	四二	一五		

補助金	文化資源活用事業費	史跡等購入費補助金	災施設整備費補助金	国宝重要文化財等防	業費補助金	アイヌ文化振興等事	金	存・活用事業費補助	国宝重要文化財等保	備費補助金
-----	-----------	-----------	-----------	-----------	-------	-----------	---	-----------	-----------	-------

		電気通信事業用 のもの					
地中電線路	その他のもの	光ファイバー製のもの	通信ケーブル	地中電線路	添架電話線	引込線	配電線
二七	一三	一〇		二五	三〇	二〇	三〇

文化財多言語解説整	備事業費補助金	東日本大震災復興交	付金	電源立地等推進対策	補助金	電源立地地域対策交	付金	電源立地等推進対策	交付金
-----------	---------	-----------	----	-----------	-----	-----------	----	-----------	-----

	放送用又は無線 通信用のもの	
その他線路設備	鉄塔及び鉄柱 円筒空中線式のもの その他のもの 鉄筋コンクリート柱 木塔及び木柱 アンテナ 接地線及び放送用配線	二一 <

原子力発電関連技術 開発費等補助金	福島原子力災害避難 区域教育復興設備整 備費補助金	被災地通学用バス等 購入費補助金	素材技術研究開発拠 点形成事業費補助金	防災対策推進独立行 政法人国立高等専門 学校機施設整備費
----------------------	---------------------------------	---------------------	------------------------	------------------------------------

農林業用のもの	主としてコンクリート造、れんが造、 、石造又はブロック造のもの	果樹棚又はホップ棚	その他のもの	主として金属造のもの	主として木造のもの	土管を主としたもの	その他のもの	広告用のもの
	一四	一七	一四	五	一〇	八	二〇	

補助金	防災対策推進私立学	校施設整備費補助金	防災対策推進国立大	学法人施設整備費補	助金	防災対策等推進独立	行政法人日本原子力	研究開発機構核融合	研究開発施設整備費	補助金	防災対策推進公立学
-----	-----------	-----------	-----------	-----------	----	-----------	-----------	-----------	-----------	-----	-----------

	競技場用、運動 場用、遊園地用 又は学校用のもの	その他のもの	
	スタンド 主として鉄骨鉄筋コンクリート造 又は鉄筋コンクリート造のもの	主として鉄骨造のもの 主として木造のもの 競輪場用競走路 コンクリート敷のもの	一〇 一〇 一〇 一五
			四五
			一〇

校施設整備費負担金	
防災対策推進学校施設環境改善交付金	
福島原子力災害避難区域教育復興施設整備費補助金	
福島再生加速化交付金	
福島定住等緊急支援交付金	

その他のもの	一〇
ネット設備	一五
野球場、陸上競技場、ゴルフコース その他のスポーツ場の排水その他の 土工施設	三〇
水泳プール	三〇
その他のもの	
児童用のもの	
すべり台、ぶらんこ、ジャングル ジムその他の遊戯用のもの	一〇

舗装道路及び舗装路面	園 緑化施設及び庭	
が敷又は石敷のものが敷又は石敷のもの	工場緑化施設 その他の緑化施設及び庭園（工場緑化施設に含まれるものを除く。）	その他のもの 主として木造のもの その他のもの
一五	二〇七	三〇 一五 一五

	アスファルト敷又は木れんが敷のもの の ビチューマルス敷のもの	一〇 三
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの（前掲のものを除く。）	水道用ダム トンネル 橋 岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、塔、やぐら、上水道、水そう及び用水用ダム	八〇 七五 六〇 五〇

乾 ド ッ ク	サ イ ロ	下 水 道、 煙 突 及 び 焼 却 炉	高 架 道 路、 製 塩 用 ち ん で ん 池、 飼 育 場 及 び へ い	爆 発 物 用 防 壁 及 び 防 油 堤	造 船 台	放 射 性 同 位 元 素 の 放 射 線 を 直 接 受 け る も の
四 五	三 五	三 五	三 〇	二 五	二 四	一 五

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

鉱業用廃石捨場 その他のもの	れんが造のもの （前掲のものを 除く。） 防壁（爆発物用のものを除く。） 堤防、防波堤及びトンネル 煙突、煙道、焼却炉、へい及び爆発 物用防壁 塩素、クロールスルホン酸その他 の著しい腐食性を有する気体の影 響を受けるもの その他のもの
四〇 五	五〇 二五 七

		土造のもの（前掲のものを除く。）
その他のもの	石造のもの（前掲のものを除く。） 岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。） 堤防、防波堤、上水道及び用水池 乾ドック 下水道、へい及び爆発物用防壁 その他のもの	防壁（爆発物用のものを除く。） 堤防、防波堤及び自動車道
四〇	五〇 三五 四五 五〇	四〇

金属造のもの（前掲のものを除く。）							
橋（はね上げ橋を除く。）				上水道及び用水池			
はね上げ橋及び鋼矢板岸壁				下水道			
サイロ				へい			
				爆発物用防壁及び防油堤			
				その他のもの			
二二				四〇			
二五				一七			
四五				二〇			
				一五			
				三〇			

送配管	
鑄鉄製のもの	三〇
鋼鉄製のもの	一五
ガス貯そう	
液化ガス用のもの	一〇
その他のもの	二〇
薬品貯そう	
塩酸、ふつ酸、発煙硫酸、濃硝酸 その他の発煙性を有する無機酸用	

もの	有機酸用又は硫酸、硝酸その他前掲のもの以外の無機酸用のもの	アルカリ類用、塩水用、アルコール用その他のもの	水そう及び油そう	鑄鉄製のもの	鋼鉄製のもの	浮きドック	
八	一〇	一五		二五	一五	二〇	

	合成樹脂造のもの（前掲のものを除く。）	木造のもの（前掲のものを除く。）
飼育場 つり橋、煙突、焼却炉、打込み井戸、へい、街路灯及びガードレール 露天式立体駐車設備 その他のもの		橋、塔、やぐら及びドック 岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤
一五	一〇	一五

船舶				
船舶法（明治三十三年法律第四十六号）第四条から第十九条まで	前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	主として木造のもの その他のもの	飼育場 その他のもの	トンネル、水そう、引湯管及びへい
	五〇	一五	一五 七	一〇

での適用を受け る鋼船	漁船	油そう船	薬品そう船	その他のもの
総トン数が五百トン以上のもの	総トン数が五百トン未満のもの	総トン数が二千トン以上のもの	総トン数が二千トン未満のもの	総トン数が二千トン以上のもの
一二	九	一三	一一	一五

しゅんせつ船及び砂利採取船	カーフェリー	その他のもの	船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける木船	漁船	薬品そう船
一〇	一一	一四		六	八

船舶法第四条か	ク船	強化プラスチック	の適用を受ける	ら第十九条まで	船舶法第四条か	を除外するもの	軽合金船（他の	の適用を受ける	ら第十九条まで	船舶法第四条か	その他のもの
---------	----	----------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------

木船				鋼船	その他のもの
とう載漁船	その他のもの	ひき船	発電船及びとう載漁船	しゅんせつ船及び砂利採取船	水中翼船及びホバークラフト
四	一二	一〇	八	七	八

航空機						
飛行機	その他のもの					
主として金属製のもの 最大離陸重量が百三十トンを超え	その他のもの	モーターボート及びとう載漁船	その他のもの	薬品そう船	動力漁船及びひき船	しゅんせつ船及び砂利採取船
	五	四	八	七	六	五

運搬具	車両及び							
用車両（架空索	鉄道用又は軌道	その他のもの						
	電気又は蒸気機関車	その他のもの	ヘリコプター及びグライダー	その他のもの	その他のもの	最大離陸重量が五・七トン以下のもの	最大離陸重量が百三十トン以下のもので、五・七トンを超えるもの	るもの
	一八	五	五	五	五	八		一〇

道用搬器を含む。	電車	一三
内燃動車（制御車及び付随車を含む。）		一一
貨車		
高圧ボンベ車及び高圧タンク車		一〇
薬品タンク車及び冷凍車		一二
その他のタンク車及び特殊構造車		一五
その他のもの		二〇
線路建設保守用工作車		一〇

特殊自動車（この項には、他の項に掲げる減価	
消防車、救急車、レントゲン車、散水車、放送宣伝車、移動無線車及びチップ製造車	鋼索鉄道用車両 架空索道用搬器 閉鎖式のもの その他のもの 無軌条電車 その他のもの
五	二〇 八 五 一〇 一五

運送事業用、貸	償却資産に含まれるブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械並びにトラクター及び農林業用運搬機具を含まない。）
自動車（二輪又は三輪自動車を含み	モータースイーパー及び除雪車 タンク車、じんかい車、し尿車、寝台車、霊きゆう車、トラックミキサ、レッカーその他特殊車体を架装したもの 小型車（じんかい車及びし尿車にあつては積載量が二トン以下、その他のものにあつては総排気量が二リットル以下のものをいう。） その他のもの
	四 三 四

前掲のもの以外のもの	
	自転車及びリヤカー 被けん引車その他のもの
	自動車（二輪又は三輪自動車を除く。） 小型車（総排気量が〇・六六リットル以下のものをいう。） その他のもの 貨物自動車 ダンプ式のもの
四	二 四

その他のもの	報道通信用のもの	その他のもの	二輪又は三輪自動車	自転車	鉱山用人車、炭車、鉱車及び台車	金属製のもの	その他のもの
五	五	六	三	二		七	四

工具							
測定工具及び検査工具（電気又							
		その他のもの	自走能力を有するもの	その他のもの	金属製のもの	トロツコ	フォークリフト
		四	七	三	五		四

は電子を利用するものを含む。	
	治具及び取付工具 ロール 金属圧延用のもの なつ染ロール、粉碎ロール、混練ロールその他のもの 型（型枠を含む） 。）、鍛圧工具及び打抜工具 プレスその他の金属加工用金型、合成樹脂、ゴム又はガラス成型用金型及び鑄造用型
五	三 四 三 二

その他のもの	切削工具	金属製柱及びカ ツペ	活字及び活字に 購入活字（活字の形状のまま反復使 用される金属 用するものに限る。）	自製活字及び活字に常用される金属	前掲のもの以外 白金ノズル	その他のもの
三	二	三	二	八	一 三	三

前掲の区分によ らないもの	器具及び 備品
白金ノズル その他の主として金属製のもの その他のもの	家具、電気機器 、ガス機器及び 家庭用品（他の 項に掲げるもの を除く。） 主として金属製のもの その他のもの 応接セット 接客業用のもの
一三 八 四	一五 八 五

接客業用のもの	その他の家具	その他のもの	冷凍機付又は冷蔵機付のもの	陳列だな及び陳列ケース	児童用机及びいす	ベッド	その他のもの
五		八	六		五	八	八

その他のもの	主として金属製のもの	その他のもの	ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器	冷房用又は暖房用機器	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。）
	一五	八	五	六	六	四

事務機器及び通信機器					
	膳写機器及びタイプライター	食事又はちゅう房用品	陶磁器製又はガラス製のもの	その他のもの	その他のもの
	孔版印刷又は印書業用のもの	主として金属製のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの
		八	一五	五	二
		三			

その他のもの

電子計算機

パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。）

その他のもの

複写機、計算機（電子計算機を除く。）、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの

その他の事務機器

時計、試験機器 及び測定機器						
	時計	その他のもの	デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備	電話設備その他の通信機器	インターホーン及び放送用設備	テレタイプライター及びファクシミリ
度量衡器						
五	一〇	一〇	六	六	五	

試験又は測定機器	光学機器及び写真製作機器			看板及び広告器具	
	オペラグラス	カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡	引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器	看板、ネオンサイン及び気球	その他のもの
五	二	五	八	三	二

医療機器						理容又は美容機器
消毒殺菌用機器						
手術機器						
血液透析又は血しょう交換用機器						
ハバードタンクその他の作動部分を有する機能回復訓練機器						
調剤機器						
歯科診療用ユニット						
七	六	六	七	五	四	五

光学検査機器

ファイバースコープ

その他のもの

その他のもの

レントゲンその他の電子装置を使用する機器

移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析器

その他のもの

光学検査機器

ファイバースコープ

その他のもの

その他のもの

レントゲンその他の電子装置を使用する機器

移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析器

その他のもの

光学検査機器

ファイバースコープ

その他のもの

その他のもの

レントゲンその他の電子装置を使用する機器

移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析器

その他のもの

光学検査機器

ファイバースコープ

その他のもの

その他のもの

レントゲンその他の電子装置を使用する機器

移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析器

その他のもの

光学検査機器

ファイバースコープ

その他のもの

その他のもの

レントゲンその他の電子装置を使用する機器

移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析器

その他のもの

光学検査機器

ファイバースコープ

その他のもの

その他のもの

レントゲンその他の電子装置を使用する機器

移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析器

その他のもの

生物						
植物	その他のもの	主として金属製のもの	その他のもの	具 衣しょう、かつら、小道具及び大道	どんちよう及び幕	劇場用観客いす
	五	一〇		二	五	三
						三

前掲のもの以外 のもの						
映画フィルム（スライドを含む。） 、磁気テープ及びレコード	その他のもの	鳥類	魚類	動物	その他のもの	貸付業用のもの
二	八	四	二		一五	二

焼却炉	無人駐車管理装置	自動販売機（手動のものを含む。）	楽器	葬儀用具	漁具	きのこ栽培用ほだ木	シート及びロープ
五	五	五	五	三	三	三	二

機械及び	
食料品製造業用	前掲する資産のうち、当該資産について定められている前掲の耐用年数によるものの以外のも及び前掲の区分によらないもの
	その他のもの 主として金属製のもの その他のもの 主として金属製のもの その他のもの
	一〇 五 一五 八

				装置
木材又は木製品 （家具を除く。）	繊維工業用設備	飲料、たばこ又は飼料製造業用設備	設備	設備
	炭素繊維製造設備			
	黒鉛化炉			
	その他の設備			
	その他の設備			
	七		一〇	一〇
	七			
	三			

				製造業用設備
				家具又は装備品 製造業用設備
				パルプ、紙又は 紙加工品製造業 用設備
				印刷業又は印刷 関連業用設備
モノタイプ、写真又は通信設備	新聞業用設備	製本業用設備	デジタル印刷システム設備	
三	七	四	一二	八

化学工業用設備	臭素、よう素又は塩素、臭素若しくはよう素化合物製造設備	五
	塩化りん製造設備	四
	活性炭製造設備	五
	ゼラチン又はにかわ製造設備	五
	半導体用フォトレジスト製造設備	五
	その他の設備	一〇
	その他の設備	一〇

	石油製品又は石炭製品製造業用設備	プラスチック製品製造業用設備（他の項に掲げるものを除く。）
フラットパネル用カラーフィルター、偏光板又は偏光板用フィルム製造設備 その他の設備		
五 八	七	八

ゴム製品製造業 用設備	なめし革、なめ し革製品又は毛 皮製造業用設備	窯業又は土石製 品製造業用設備	鉄鋼業用設備
			表面処理鋼材若しくは鉄粉製造業又は鉄スクラップ加工処理業用設備 純鉄、原鉄、ベースメタル、フェロ アロイ、鉄素形材又は鑄鉄管製造業 用設備
九	九	九	五 九

	非鉄金属製造業 用設備	核燃料物質加工設備 その他の設備	一四
金属製品製造業 用設備	金属被覆及び彫刻業又は打はく及び 金属製ネームプレート製造業用設備 その他の設備	一六	はん用機械器具 (はん用性を有 するもので、他 の器具及び備品
	その他の設備	一七	

生産用機械器具	並びに機械及び装置に組み込み、又は取り付け、ることによりその用に供されるものをいう。）製造業用設備（電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備及び情報通信機械器具製造業用設備を除く。以下同じ。）
金属加工機械製造設備	
九	一二

（物の生産の用に供されるものをいう。）製造	（物の生産の用に供されるものをいう。）製造
業用設備（業務用機械器具（業務用又はサービス	業用設備（業務用機械器具（業務用又はサービス
スの生産の用に供されるもの（これらのものであつて物の生産の用に供されるものを含む。）	その他の設備
をいう。）製造	
業用設備（はん用機械器具製造	
業用設備、電気	

機械器具製造業 用設備及び輸送 用機械器具製造 業用設備を除く 。及び電気機 械器具製造業用 設備を除く。	業務用機械器具 （業務用又はサ ービスの生産の 用に供されるも の（これらのも のであつて物の 生産の用に供さ れるものを含む

。をいう。） 製造業用設備（はん用機械器具製造業用設備、電気機械器具製造業用設備及び輸送用機械器具製造業用設備を除く。）	電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備
	光ディスク（追記型又は書換え型のものに限る。）製造設備 プリント配線基板製造設備 フラットパネルディスプレイ、半導
七	六 六

	電気機械器具製造業用設備	情報通信機械器具製造業用設備	輸送用機械器具製造業用設備	その他の製造業用設備	
体集積回路又は半導体素子製造設備 その他の設備					
五 八	七	八	九	九	

農業用設備		林業用設備	漁業用設備（水産養殖業用設備を除く。）	水産養殖業用設備	鉱業、採石業又は砂利採取業用設備
					石油又は天然ガス鉱業用設備 坑井設備 掘さく設備
七		五	五	五	三 六

			電 気 業 用 設 備	備 総 合 工 事 業 用 設		
			電 気 業 用 水 力 発 電 設 備		そ の 他 の 設 備	そ の 他 の 設 備
			そ の 他 の 水 力 発 電 設 備		そ の 他 の 設 備	
			汽 力 発 電 設 備			
			内 燃 力 又 は ガ ス タ ー ビ ン 発 電 設 備			
			一 五	六	六	一 二
			一 五			
			二 〇			
			二 二			

送電又は電気業用変電若しくは配電設備	需要者用計器	柱上変圧器	その他の設備	鉄道又は軌道業用変電設備	その他の設備	主として金属製のもの	その他のもの
	一五	一八	二二	一五		一七	八

ガス業用設備		
製造用設備	一〇	
供給用設備		
鑄鉄製導管	一二	
鑄鉄製導管以外の導管	一三	
需要者用計量器	一三	
その他の設備	一五	
その他の設備		
主として金属製のもの	一七	

鉄道業用設備	映像、音声又は文字情報制作業用設備	放送業用設備	通信業用設備	水道業用設備	熱供給業用設備	
自動改札装置						その他のもの
五	八	六	九	一八	一七	八

建築材料、鉱物	飲食料品卸売業 用設備	備 サービス業用設 備	倉庫業用設備	道路貨物運送業 用設備	
石油又は液化石油ガス卸売用設備（					その他の設備
	一 〇	一 〇	一 二 一	一 二 一	一 二 一

技術サービス業 計量証明業用設備	用設備（他の項 に掲げるものを 除く。）	宿泊業用設備	飲食店業用設備	洗濯業、理容業 、美容業又は浴 場業用設備	その他の生活関 連サービス業用 設備
八	一四	一〇	八	一三	六

娯楽業用設備	
映画館又は劇場用設備 遊園地用設備 ボウリング場用設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	教育業（学校教 育業を除く。） 又は学習支援業 教習用運転シミュレータ設備 その他の設備
一一 七 一三 一七 八	五

償却資産 無形減価							
商標権	意匠権	実用新案権	特許権	水利権	ダム使用権	漁業権	
							その他のもの
一〇	七	五	八	二〇	五五	一〇	八

行 施 設 利 用 権	鉄 道 軌 道 連 絡 通	専 用 側 線 利 用 権	営 業 権	育 成 者 権	ソ フ ト ウ エ ア	
				種 苗 法 （ 平 成 十 年 法 律 第 八 十 三 号 ） 第 四 条 第 二 項 に 規 定 す る 品 種 そ の 他	複 写 し て 販 売 す る た め の 原 本 そ の 他 の も の	
三 〇		三 〇	五	一 〇 八	五 三	

生物						
牛	電気通信施設利用権	工業用水道施設利用権	水道施設利用権	熱供給施設利用権	電気ガス供給施設利用権	
繁殖用（家畜改良増殖法（昭和二十						
	二〇	一五	一五	一五	一五	

馬	
繁殖用（家畜改良増殖法に基づく種	五年法律第二百九号）に基づく種付 証明書、授精証明書、体内受精卵移 植証明書又は体外受精卵移植証明書 のあるものに限る。） 役肉用牛 乳用牛 種付用（家畜改良増殖法に基づく種 畜証明書の交付を受けた種おす牛に 限る。） その他用
	六 四 四 六

綿羊及びやぎ	豚	
種付用		付証明書又は授精証明書のあるものに 限る。） 種付用（家畜改良増殖法に基づく種 畜証明書の交付を受けた種おす馬に 限る。） 競走用 その他用
その他用		
六	三	八
四		四
		六
		六

桃樹	なし樹	ぶどう樹	りんご樹	かんきつ樹
		その他 温室ぶどう	その他 わい化りんご	その他 温州みかん
一五	二六	一五 一二	二九 二〇	三〇 二八

いちじく樹	すもも樹	あんず樹	かき樹	梅樹	くり樹	びわ樹	桜桃樹
一一	一六	二五	三六	二五	二五	三〇	二一

桑樹	つばき樹	オリーブ樹	茶樹	パイナップル	ブルーベリー樹	キウイフルーツ樹
立て通し						
一八	二五	二五	三四	三	二五	二二

ま お ら ん	ラ ミ ー	ア ス パ ラ ガ ス	も う 宗 竹	こ う ぞ	み つ ま た	こ り や な ぎ	
							根 刈 り、 中 刈 り、 高 刈 り
一 〇	八	一 一	二 〇	九	五	一 〇	九

		却資産	開発研究 用減価償 却資産	却資産	公害防止 用減価償 却資産	
構築物			建物及び建物附 属設備	機械及び装置	構築物	ホップ
風どう、試験水そう及び防壁 ガス又は工業薬品貯そう、アンテナ 、鉄塔及び特殊用途に使用するもの		は建物附属設備 性同位元素取扱室その他の特殊室に するために特に施設した内部造作又 は建物附属設備				
七	五	五		五	一八	九

この告示は、公布の日から施行し、平成十三年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の

附 則

ソフトウェア	機械及び装置	器具及び備品	工具
	汎用ポンプ、汎用モーター、汎用金属工作機械、汎用金属加工機械その他これらに類するもの その他のもの	試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡	
三	四 七	四	四

増加した財産から適用する。

附 則 （平成十五年三月三十一日 文部科学省告示第三八号）

この告示は、公布の日から施行し、平成十四年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。

附 則 （平成十六年三月三十一日 文部科学省告示第五四号）

この告示は、公布の日から施行し、平成十五年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。ただし、平成十四年度以前の年度の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

附 則 （平成十六年十一月一日 文部科学省告示第一六〇号）

この告示は、公布の日から施行し、平成十六年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。ただし、平成十五年度以前の年度の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

附 則 （平成十七年三月一〇日 文部科学省告示第三五号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （平成十八年三月三〇日 文部科学省告示第三九号）

この告示は、公布の日から施行し、平成十七年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の

増加した財産から適用する。ただし、平成十六年度以前の年度の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

附 則 （平成十九年三月三〇日 文部科学省告示第四四号）

この告示は、公布の日から施行し、平成十八年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用し、平成十七年度以前の年度の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。ただし、「原子力発電安全対策等補助金」、「電源立地促進対策交付金」、「電源立地特別交付金」、及び「原子力発電安全対策等交付金」については、それぞれ、昭和五十年から平成十二年度、昭和四十九年度から平成十二年度、昭和五十六年度から平成十二年度及び昭和四十九年度から平成十二年度までの予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産にこれを適用する。

附 則 （平成二〇年三月三十一日 文部科学省告示第四五号）

この告示は、平成十九年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。ただし、平成十八年度以前の年度の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

附 則 （平成二十一年七月一六日 文部科学省告示第一一〇号）

この告示は、公布の日から施行し、平成二十年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の

増加した財産から適用し、平成十九年度以前の年度の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。ただし、「国際研究拠点形成促進事業費補助金」については、平成十九年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産にこれを適用する。

附 則 （平成二二年三月二九日文部科学省告示第五二号）

この告示は、公布の日から施行し、平成二十一年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用し、平成二十年度以前の年度の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。ただし、「理科教育設備整備費等費補助金」については、平成二十年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産にこれを適用する。

附 則 （平成二二年四月二八日文部科学省告示第八一号）

この告示は、公布の日から施行し、平成二十二年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。

附 則 （平成二三年三月二九日文部科学省告示第六〇号）

この告示は、公布の日から施行し、平成二十二年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。

附 則 （平成二三年四月二八日 文部科学省告示第七九号）

この告示は、公布の日から施行し、平成二十三年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。

附 則 （平成二三年六月一六日 文部科学省告示第九四号）

この告示は、公布の日から施行し、平成二十三年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。

附 則 （平成二三年一月一九日 文部科学省告示第一六四号）

この告示は、公布の日から施行し、平成二十三年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。

附 則 （平成二四年三月三〇日 文部科学省告示第六四号）

この告示は、公布の日から施行し、平成二十三年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。

附 則 （平成二四年五月七日 文部科学省告示第九三号）

この告示は、公布の日から施行し、平成二十四年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。

附 則 （平成二五年三月二九日 文部科学省告示第五七号）

この告示は、公布の日から施行し、平成二十四年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。

附 則 （平成二五年一〇月一日文部科学省告示第一三八号）

この告示は、公布の日から施行し、平成二十五年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。ただし、平成二十四年度以前の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

附 則 （平成二六年三月一三日文部科学省告示第二九号）

この告示は、公布の日から施行し、平成二十五年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。

附 則 （平成二六年四月一四日文部科学省告示第六三号）

この告示は、公布の日から施行し、平成二十六年年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用し、平成二十五年度以前の年度の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。ただし、「総合特区推進費補助金」については、平成二十五年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産にこれを適用する。

附 則 （平成二六年十一月一十一日文部科学省告示第一六二号）

この告示は、公布の日から施行し、平成二十六年年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用

の増加した財産から適用する。

附 則 （平成二七年三月一二日 文部科学省告示第四八号）

この告示は、公布の日から施行し、平成二十六年年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。

附 則 （平成二八年三月二八日 文部科学省告示第五七号）

この告示は、公布の日から施行し、平成二十七年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。ただし、「私立大学等教育研究活性化設備整備費補助金」については、平成二十五年度及び平成二十六年年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産にこれを準用する。

附 則 （平成二八年一月一日 文部科学省告示第一七五号）

この告示は、公布の日から施行し、平成二十八年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。

附 則 （平成二九年六月二八日 文部科学省告示第八八号）

この告示は、公布の日から施行し、平成二十九年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。

附 則 （平成三十年三月二六日 文部科学省告示第五三号）

この告示は、公布の日から施行し、平成二十九年年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。

附 則 （平成三十年七月三〇日 文部科学省告示第一六〇号）

この告示は、公布の日から施行し、平成三十年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。ただし、平成二十九年年度以前の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

附 則 （平成三十一年三月四日 文部科学省告示第三二号）

この告示は、公布の日から施行し、平成三十年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。

附 則 （令和二年一月三十一日 文部科学省告示第三号）

この告示は、公布の日から施行し、令和元年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。

附 則 （令和二年三月二十五日 文部科学省告示第三五号）

この告示は、公布の日から施行し、令和元年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。

附 則 （令和二年五月十五日 文部科学省告示第五八号）

この告示は、公布の日から施行し、令和二年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。

附 則 （令和二年七月十七日 文部科学省告示第百二号）

この告示は、公布の日から施行し、令和二年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。

附 則 （令和三年二月十六日 文部科学省告示第十四号）

この告示は、公布の日から施行し、令和二年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。

附 則 （令和三年三月九日 文部科学省告示第二十七号）

この告示は、公布の日から施行し、令和二年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。

附 則 （令和三年四月十三日 文部科学省告示第六十八号）

この告示は、公布の日から施行し、令和三年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。

